

議案第4号

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正について

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を次のように改正する。

第5条中「第30条の9第4項」を「第30条の7第5項」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

改正の要旨

引用する道路交通法施行規則の改正に伴い条文の改正をおこなうもの。

改正の内容

第5条の「第30条の9第4項」を「第30条の7第5項」に改めるもの。

※制度の改正はなし

新旧対照表

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱 新旧対照表

改正前	改正後
(支援の申請) 第5条 支援を受けようとする者は、かすみ がうら市高齢者運転免許証自主返納支援事 業申請書(様式第1号)に道路交通法施行規 則(昭和35年総理府令第60号) 第30条の9 第4項 に規定する取消通知書の写しを添 えて、かすみがうら市地域公共交通会議会 長(以下「会長」という。)に申請しなけれ	(支援の申請) 第5条 支援を受けようとする者は、かすみ がうら市高齢者運転免許証自主返納支援事 業申請書(様式第1号)に道路交通法施行規 則(昭和35年総理府令第60号) 第30条の7 第5項 に規定する取消通知書の写しを添 えて、かすみがうら市地域公共交通会議会 長(以下「会長」という。)に申請しなけ

ばならない。	ればならない。
	附 則 <u>この要綱は、令和7年3月24日から施行する。</u>

議案第 4 号

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、運転免許証を自主返納した高齢者の移動を支援し、交通事故の減少を図るため、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 84 条に規定する運転免許をいう。
- (2) 運転免許証 法第 92 条第 1 項に規定する運転免許証であって、法第 92 条の 2 に規定する有効期間内のものをいう。
- (3) 自主返納 法第 104 条の 4 第 1 項の規定により、すべての運転免許の取消しを申請し、運転免許証を自主的に返納することをいう。

(対象者)

第 3 条 支援事業の対象者は、申請日時時点で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 自主返納時に満 65 歳以上(満 64 歳の者で、法第 92 条の 2 に規定する有効期間が満了する日の直前の誕生日の 1 か月前から前日までに自主返納をした者を含む。)の者
- (2) 自主返納してから 6 か月を経過していない者
- (3) かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付要綱(令和 6 年かすみがうら市告示第 38 号)第 6 条に規定する交付決定を受けていない者

(支援内容)

第 4 条 支援事業の内容は、かすみがうら市デマンド型乗合タクシーの回数乗車券を交付することにより行うものとする。

2 前項の回数券は 21,000 円分とし、払い戻しはできないものとする。

3 支援事業は、対象者 1 人につき 1 回を限度とする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者は、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書(様式第1号)に道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の7第5項に規定する取消通知書の写しを添えて、かすみがうら市地域公共交通会議会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

(支援の決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、必要な事項を確認のうえ支援の可否を決定し、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知する。

2 会長は、前項で支援可の決定をしたときは、申請者をかすみがうら市デマンド型乗合タクシー利用者に登録する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、改正後の要綱第3条については、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 かすみがうら市地域公共交通会議
住 所 茨城県かすみがうら市大和田562
代表者氏名 会長 宮嶋 謙

地域公共交通計画変更届出書

令和5年9月26日付け国総地第85号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和6年7月16日

○ 変更箇所

様式3-1表1中運行予定者名称

○ 変更理由

令和6年7月16日付けで運行予定者の関鉄グリーンバス株式会社が関東鉄道株式会社へ吸収合併されたため

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度
変更前

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
かすみがうら市 土浦市 行方市	関鉄グリーンバス	(1) 霞ヶ浦広域バス	土浦駅	土浦協同病 院 霞ヶ浦庁舎前	玉造駅	往 29.8km 復 29.8km	366日	1830回			路線定期運行	①	関東鉄道(株)の運行す る地域幹線系統「筑 波山口線」と土浦駅で 接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度
変更後

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
かすみがうら市 土浦市 行方市	関東鉄道株式会社	(1) 霞ヶ浦広域バス	土浦駅	土浦協同病 院 霞ヶ浦庁舎前	玉造駅	往 29.8km 復 29.8km	366日	1830回			路線定期運行	①	関東鉄道(株)の運行す る地域幹線系統「筑 波山口線」と土浦駅で 接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

かすみがうら市地域公共交通計画

令和3年3月

かすみがうら市

4.3. 霞ヶ浦広域バス

土浦市、かすみがうら市、行方市を横断する霞ヶ浦広域バスを3市補助により運行している。

年間利用者数は増加傾向にあり、令和元年度は33,747人/年となっている。これは1日あたり92人、1便あたり9人と算出される。

表 4.3 霞ヶ浦広域バスの運行状況

運行概要	JR 土浦駅西口を出発し、土浦協同病院、あじさい館、霞ヶ浦庁舎前などを経由して玉造駅までを結ぶ路線バス
路線	JR 土浦駅西口～土浦協同病院～あじさい館～霞ヶ浦庁舎前～玉造駅
乗換え・乗継ぎ拠点	利便性の高い交通環境を実現するため、新規バス路線との接続や他の交通機関相互の乗換え・乗継ぎ拠点として、JR 土浦駅・土浦協同病院を設定
運行時刻	全日運行（1日5往復）
運賃	現金運賃 170円～740円 IC運賃 168円～734円 スクールパス（通常の通学定期券よりもさらにお得な特別割引定期券は1か月10,000円/3か月30,000円）（通常通学定期券は1か月24,690円/3か月70,350円）
車両	定員56人乗り（28席）ノンステップバス USBコンセント搭載（スマートフォン等の充電利用可） フリーWi-Fi機能搭載 交通系ICカード（PASMOやSuica等）による支払いが可能
運行事業者	関鉄グリーンバス株式会社

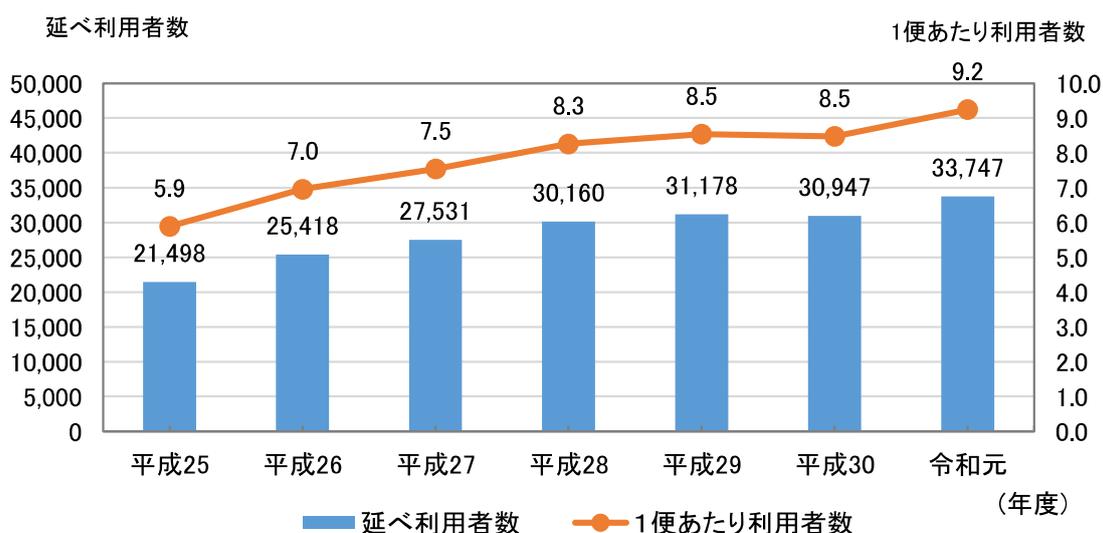


図 4.3 霞ヶ浦広域バスの利用者数の推移

かすみがうら市地域公共交通計画

令和3年3月

かすみがうら市

4.3. 霞ヶ浦広域バス

土浦市、かすみがうら市、行方市を横断する霞ヶ浦広域バスを3市補助により運行している。

年間利用者数は増加傾向にあり、令和元年度は33,747人/年となっている。これは1日あたり92人、1便あたり9人と算出される。

表 4.3 霞ヶ浦広域バスの運行状況

運行概要	JR 土浦駅西口を出発し、土浦協同病院、あじさい館、霞ヶ浦庁舎前などを経由して玉造駅までを結ぶ路線バス
路線	JR 土浦駅西口～土浦協同病院～あじさい館～霞ヶ浦庁舎前～玉造駅
乗換え・乗継ぎ拠点	利便性の高い交通環境を実現するため、新規バス路線との接続や他の交通機関相互の乗換え・乗継ぎ拠点として、JR 土浦駅・土浦協同病院を設定
運行時刻	全日運行（1日5往復）
運賃	現金運賃 170円～740円 IC運賃 168円～734円 スクールパス（通常の通学定期券よりもさらにお得な特別割引定期券は1か月10,000円/3か月30,000円）（通常通学定期券は1か月24,690円/3か月70,350円）
車両	定員56人乗り（28席）ノンステップバス USBコンセント搭載（スマートフォン等の充電利用可） フリーWi-Fi機能搭載 交通系ICカード（PASMOやSuica等）による支払いが可能
運行事業者	関東鉄道株式会社



図 4.3 霞ヶ浦広域バスの利用者数の推移

令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画/生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

議案第6号

令和 年 月 日

協議会名: かすみがうら市地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①運行事業者	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
関東鉄道㈱	系統名:霞ヶ浦広域バス 運行区間:土浦駅~玉造駅	令和6年度の計画についてはコロナウイルスによる利用状況が改善されると見込み利用者数及び収支率目標を設定した。学生向けの通学定期券「スクールパス」の広報周知を実施した。	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	B ・利用者数 目標:36,500人 実績:39,917人 ・収支率 目標:67% 実績:57.2% 令和6年度実績は、コロナ禍の影響も緩和してきたためか、利用者数が前年33,695人に対し39,917人と改善された。収入については前年度10,541千円に対し、今年度11,762千円とこちらも改善された。	・新中学生、新高校生に向け通学乗車券「スクールパス」の広報周知を強化し、バスの利用促進につなげる。

別添1-2

令和 年 月 日

令和7年 月 日

協議会名:	かすみがうら市地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<ul style="list-style-type: none">・かすみがうら市地域公共交通計画の基本的な方針 市民の移動ニーズの高い土浦駅方面へアクセスできる路線のため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等を活用し、路線の維持とさらなるサービス向上を図る。・上記を踏まえたフィーダー系統維持の目的・必要性 霞ヶ浦広域バスは土浦市、行方市、当市を横断しており、3市補助によって運行している。当市霞ヶ浦地区、行方市においては基幹病院である土浦協同病院、土浦駅に接続する唯一の路線のため、通勤・通学だけでなく、買い物、通院目的で使用され、広域的な交流を支える重要な路線となっている。地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、市民の移動手段の確保とサービス向上による利用者増加を図っていく。

令和6年度 かすみがうら市地域公共交通活性化協議会（茨城県かすみがうら市） （地域内フィーダー系統確保維持事業）

地域の公共交通等の現況・課題

当市は平成17年3月に霞ヶ浦町と千代田町との合併により誕生し、両地区が交わる市域中心にJR常磐線神立駅がある。公共交通は、千代田神立ライン、霞ヶ浦広域バス、デマンド型乗合タクシーの3つが柱となっており、バスについては、市西側の千代田地区のみ路線網がある。一方の霞ヶ浦地区では、平成21年に利用者減により路線バスが廃止となってしまったことから広域交通を目的とし、霞ヶ浦広域バスを運行している。また、令和元年10月1日から神立駅を中心に市街地循環並びに、基幹病院を結ぶ千代田神立ラインの運行を開始した。

交通計画の基本的な方針／定性的な目標

霞ヶ浦広域バスは土浦市、行方市、当市を横断しており、3市補助によって運行している。当市霞ヶ浦地区、行方市においては基幹病院である土浦協同病院、土浦駅に接続する唯一の路線のため、通勤・通学だけでなく、買い物、通院目的で使用され、広域的な交流を支える重要な路線となっている。地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、市民の移動手段の確保とサービス向上による利用者増加を図っていく。

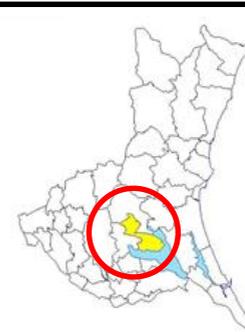
目標を達成するために行う事業の今年度実施状況

【施策の実施状況】

- ・情報提供の充実：バス車内におけるフリーWi-Fi整備、リアルタイムバス位置情報の提供
- ・広域バス及び、スクールパスの周知：令和7年2月～3月に新高校生（現中学3年生）に向けた周知チラシの配布を予定している。
- ・高齢者運転免許返納事業の制度変更：免許返納した高齢者の移動手段の確保のために乗合タクシーの利用促進のため、乗合タクシー回数券（21,000円分）の交付をしている。

アピールポイント

- ・霞ヶ浦広域バス、千代田神立ライン車内環境の整備
霞ヶ浦広域バスではモバイル電源用USBコンセントを設置、両バス車内ではWi-Fi環境を整え利便性向上を図っている。
- ・スクールパス（通学定期）の発行
3市にまたがった運行のため、長距離を利用する学生も多い。そのため、スクールパスを発行し、通学利用の支援と促進に努めている。
- ・リアルタイムバス位置情報の提供
バス位置情報の提供により利用者の利便性向上を図っている。



一部
過疎地域
指定

面積	156.60km ²
人口（R6.4.1時点）	40,173人
15歳未満	3,862人
65歳以上	12,846人
高齢化率	32.0%

交通計画の計画期間

令和3年4月～
令和8年3月

協議会開催状況

（令和6事業年度に係るもの）

- ・第1回（令和6年5月22日）
かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について
令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について
令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について
令和5年度地域公共交通計画の事業評価について
新高校生等向けお試し乗車券について
- ・第2回（令和6年6月14日）
地域公共交通確保維持事業に係る計画(案)について
- ・第3回（令和6年9月6日）
かすみがうら市デマンド型乗合タクシーの実証実験について
- ・第4回（令和6年1月）
かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正について
令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に係る地域公共交通計画等の変更について
令和6年度地域公共交通確保維持事業に係る事業評価について

○参考資料として以下の資料を添付

- ・地域の公共交通体系図(鉄道、民間路線バス、コミバス 等)
- ・補助対象事業の運行系統図・区域図
- ・補助対象事業の実績データ(利用者数、収支 等)
- ・その他参考となる資料(利用促進の取組 等)